

山形県議会議員
うめつひろし
楳津博士



県政・調査活動報告書

発行／楳津博士事務所 発行責任者／楳津博士
事務所／寒河江市元町三丁目3-3 大和ビル2階
電話／0237-84-7117 FAX／84-7118
URL <http://h-umetsu.jp> E-mail h-umetsu@io-net.or.jp

さらなる山形の発展を目指して

感染拡大が進む新型コロナウイルス。私たちの日常生活もそうですが、観光、商工業、そして学校運営などにも大きな影響を及ぼしています。

また、飲食業など関連する業界にも連鎖的な影響がでおり、経済的にも厳しい状況に追い込まれております。

国もそうですが、本県においても、必要とされる支援策をしっかりと講じて対応していかなくてはなりません。

元号が令和に代わり約1ヶ月。

平成を振り返りますと、経済面では大きな変革があつた時代だったと思っています。その一つとして、世界時価総額ランキングに注目してみます。

時価総額とは、上場企業の株価に発行済み株式数を掛けたもので、企業価値を判断する指標となります。平成元年では、その世界ランキン50位の中に、NTTをトップに日本企業が32社入っていました。

しかし、平成30年ではアップルやアマゾン・ドット・コムなど一々関連企業が躍進を遂げ上位を独占、日本の企業ではトヨタ自動車1社が35位に入っただけとなってしまいました。

たった30年間で世界の経済情勢が大きく変化したことを見まえ、スピード感を持つて、本県の更なる発展のため、今後の施策を立案していくかなくてはならないと強く感じております。

また、地元の百貨店として絶対的な地盤を築いた「大沼」が突然の倒産。これもインターネット通販の浸透に加え、交通アクセスの向上で「地元顧客」が東北の中心地、仙台などに流出したことなどが考えられ、その結果、本県は全国で唯一、百貨店のない都道府県となってしまい大変残念に思っております。

県議会2月定例会が2月19日から3月18日まで開催され、私は2月27日に自民党会派を代表して質問項目は次の通りです。

令和二年二月定例会 代表質問項目

- ① 新型コロナウイルスの感染予防対策と本県に与える影響について（答弁者 知事）
- ② 県民所得向上の推進について（答弁者 知事）
- ③ 福島～米沢間のトンネル整備の早期事業化に向けた取組みについて（答弁者 知事）
- ④ 移住者増加に向けた移住・定住の推進について（答弁者 企画振興部長）
- ⑤ 本県の地域公共交通網形成計画の策定について（答弁者 企画振興部長）
- ⑥ 食品ロス削減に向けた取組みについて（答弁者 環境エネルギー部長）
- ⑦ 外国人患者への対応について（答弁者 健康福祉部長）
- ⑧ 「棚田地域振興法」等を活用した棚田地域における農業の振興と地域活性化について（答弁者 農林水産部長）
- ⑨ 災害から県民の暮らしを守る安全・安心な県づくりの強化について（答弁者 県土整備部長）
- ⑩ 県立高校における地方留学の受け入れについて（答弁者 教育長）
- ⑪ 盗撮被害防止を見据えた迷惑防止条例の改正について（答弁者 警察本部長）

現在、感染の猛威が確認されている、中国で発生した新型コロナウイルス。そのウイルスが確認された中国では感染者数が驚異的に増加し、中国本土に留まらず多くの国に拡がり、日本が経つにつれ増加しております。亡くなられた方がいます。

この感染症により、本県でも商工業や観光などに影響がでてきております。県内の主な温泉旅館・ホテルの外国人旅行者などのキャンセルが相次ぐなど、中・小企業の部品調達、流通などにも及んでいると推測しています。このたびの新型コロナウイルスは感染力が強く、急激に感染者が増えることも考えられることから、本県においても感染者が万一体積した場合の相談体制や検疫との連携、検査を迅速に、そして万全に対応ができるよう、現在、どのように準備を進められているのか。また、感染者を隔離して治療する「県内病院の合計病床数」はいくつ確保できるのか、感染者と接触があるなど経過観察する必要がある人の「施設確保対策」はなされているのか、対策本部長である知事にお伺いいたします。



さうに、国では、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策」として、事業者への資金繰り支援などを、2月14日に発表しております。本県においても、観光業や製造業等に影響が生じると想定されますが、これにどのような支援策を講じるのか、併せてお伺いいたします。

(答弁者)知事

医療面では、医療機関を発端とした感染症のまん延防止、及び感染が疑われる症状のある県民からの相談に応じ、適切に専門の医療機関に繋ぐため、「帰国者・接触者相談センター」を県内5保健所に設置するとともに、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関を増設し、現在13医療機関で診療体制を整えております。

この「帰国者・接触者外来」での診察

の結果、検査が必要な場合は、県衛生研究所で検体を検査しますが、26日までに29件の検査を実施し、全て陰性との結果を得ております。現在は、一日当たり最大60検体の検査が可能ですが、今後、検査件数の増加を見込み、検査

18床の指定病床があり、入院いたくことになります。感染者がそれ以上多数に及んだ場合は、これら指定医療機関の一般病床の区域を区切り、感染防止対策をしっかりと実施したうえで病床を使用することが可能とされておりまので、今後の状況変化に対応して確実に病床を確保してまいります。

このほか、県民の皆様の不安を払拭するため、県庁及び各保健所に電話相談窓口を設置しており、26日までに753件の相談がありました。感染予防のためには、学校、職場、家庭など様々な場面で、手洗いや手指の消毒等の日頃の感染予防対策が重要でありますので、引き続き県ホームページやSNS、テレビ・ラジオ、チラシなど、様々な手段をフルに活用して情報発信してま

ります。

一方、感染拡大に伴う企業活動への影響につきましては、春節明けの操業再開の延期や人の移動規制などにより、中国に進出している県内企業(56社)の生産活動の停滞や、大手自動車メーカーの操業再開の遅れ等から、本

県の自動車関連企業等においても、生産に必要な部品等が一部調達できないなどの影響が出始めております。また、観光面では、中国人旅行客を中心には、26日現在、県内の主要な温泉旅館・ホテルにおいて20,000人を超えるキャンセルが発生するなど観光事業者にも影響が出ていることから、少雪・暖冬対策と合わせ宿泊クーポンの発行による割引事業に取り組んでおります。さらに、台湾との国際定期チャーターベイ・外航クルーズ船寄港の一部中止などの影響も出てきております。

新型コロナウイルスの影響を受けている 中小企業・小規模事業者に対する無利子融資について

政府による学校の臨時休業やイベント等の自粛要請などに伴い、飲食業や宿泊業を中心に会合のキャンセルや客足の減少などの影響が拡大しており、特に売り上げの減少が著しい中小企業・小規模事業者を対象に、3月16日から無利子融資を行うこととし、3月4日から、県や金融機関において事前の相談等の受け付けができるようになりました。

〈無利子融資制度の概要〉

2月25日から実施している新型コロナウイルスに係る商工業振興資金(地域経済変動対策資金)を利用する中小企業・小規模事業者のうち、特に売り上げの減少の著しい事業者について無利子で融資

①無利子

融資の対象：新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業・小規模事業者

②利 率：通常1.6%(固定)→無利子

※利子分を県、市町村、金融機関が負担

③貸付限度額：5,000万円

④貸付期間：10年以内(うち据置2年以内)

⑤取扱期間：令和2年3月16日から8月31日まで

このため県では、中小企業・小規模事業者支援として、25日に県の商工業振興資金融資制度の「地域経済変動対策資金」の対象に「新型コロナウイルスによる影響」を指定し、中小企業振興課内に相談窓口を設けて、経営安定に向けた資金繰りを支援するとともに、政府が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として発表した「セ

ーフティネット保証4号(借入債務の100%を別枠で保証)」に本県を指定するよう、経済産業省に要請しているところです。

県としては、新型コロナウイルス感染症が広がる中、引き続き、感染防止対策の徹底や医療提供体制の確保等による県民生活の安全・安心と、県内経済の安定に向けて万全を期してまいります。

(※2月27日時点での答弁)



本県の地域公共交通網形成 計画策定について

人口減少社会において地域の活力を維持し向上するためには、地域公共交通網形成の課題となっています。公共交通機関の廃止された路線では、各自治体が市・町・村営バスやデマンドタクシーを運行するなど、それぞれの自治体が必要に応じて対応している状況にあり、限られた地域での運行であるとともに、他の交通機関とのアクセスが悪いというケースも多くあります。こうした利便性の悪さを改善するためには、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるために、枠組みを構築することが不可欠です。

このようなことから昨年6月に、改正により、都道府県と市町村が協働して策定する広域計画を制度化すべきであるとされました。

将来的な地域ビジョンを明確にしながら、地域の実情にあつたネットワークの形成路線が果たすべき役割を明確にし、需要に応じた運行形態、輸送力や運行頻度の設定や、その他、きめこまやかな地域内交通サービスの提

供を急ぐ必要があります。地域間交流で、活力に満ちた地域社会の実現に向け、新規予算が計上されている地域交通総合対策事業において、地域公共交通網形成計画をどのように進めていかれるのか、企画振興部長にお伺いいたします。

(答弁者)企画振興部長

在来線鉄道や路線バス、「デマンド交通等の地域公共交通は、買い物や通院、通学など県民の日常生活を支える重要な基盤であります。人口減少が進む中、その利用者数は減少が続いており、今後とも、県民の安全・安心な暮らしを支え、地域の活性力を維持・向上させていくためには、将来にわたって地域公共交通を維持・確保していくことが必要不可欠であります。また、この場合、県民の日常生活における活動の広域化が進んでおり、市町村の区域を超えた対応がより一層求められています。

こうした状況を踏まえ、今般、政府においては、都道府県の主導による、持続可能な地域公共交通の確保に向けた計画策定を促していく方針が示されましたところであります。

これらを踏まえ、本県では、来年度、



市町村と連携し「地域公共交通網形成計画」を策定することとしております。

この計画は、鉄道・バス・デマンド交通等の地域公共交通ネットワークを広域的に捉えて、それらを維持・確保していくとともに、利用者の利便性を向上させていくことを趣旨とするものであります。

本計画において、主に位置づけるものとしましては、①県民の広域的な移動に対応できるよう、鉄道・バス等の複数の交通手段をスマートに乗り継ぐためのダイヤの調整方法など交通手段間の連携方策、②バス路線の利用者の維持・拡大に向けた、路線網の設定・見直しなどの考え方や方向性を検討していきたいと考えております。

また、③現在、市町村や事業者等でダイヤ等の情報をデジタル化・オープン化し、交通情報を利用者が使いやすくするための仕組みづくりも検討しています。

これまで、想定外と言われ続けた災害は、現在では想定内として対応、そして対策を取つていかなくてはならない時代になつてきています。

来年度の主な取組みと、従来の取組みに加えて、災害時に人命・経済・暮らしを守り支える重要なインフラの機能を維持できるよう、政府が予算を大幅に増額し、3年間集中で緊急を要する対策を進めている「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了しても、県土の強靭化に取り組まなくてはならない事業箇所は多くあることから、更なる安全・安心な県土整備に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。



山形県沖地震 鼠ヶ関港被害現地調査

(答弁者) 県土整備部長

近年の頻発化・激甚化する大雨による災害等から、県民の生命・財産を守るために、災害に強い安全・安心な社会を構築することは重要な課題であると認識しております。

具体的には、令和2年度においては、

浸水被害や土砂災害から生命・財産を守るために堤防や砂防えん堤等の整備、災害が発生するリスクを回避するための道路のバイパス化や橋梁の耐震化・緊急輸送道路の無電柱化等を行うこととしております。

県では、政府の3か年緊急対策が終了する令和3年度以降も、事前防災による災害の最小化等、安全・安心な県土づくりの強化を進めなければならないと考えております。そのためには、必要な予算を安定的・持続的に確保していくことが不可欠となります。

このため、令和3年度の「政府の施策等に対する提案」において、防災・減災対策及び強靭な県土づくりを強力かつ継続的に進めるため、3か年緊急対策終了後も国土強靭化対策に充てる公共事業予算を安定的・持続的に確保すること、また、元利償還金の全額が地方交付税で措置される「防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債」等の地方財政制度を継続すること等について要望していくことを検討しております。

県としましては、安全・安心な社会を構築するため、大雨等の災害から「県民の命と暮らしを守る」ことを第一に、今後も、防災・減災のために必要な予算をしっかりと確保し、迅速かつ適切に県土強靭化を進めてまいります。



本県の学校や事業所における
迷惑行為規制対象としていない、
迷惑防止条例の早期改正について

昨年11月、山形県教育委員会は女子生徒にわいせつな行為をしたとして、村山地域の県立高校の50歳代男性教師を懲戒免職としました。

その行為とは、その教諭が右足とサンダルの間に小型カメラを挟み、授業中の教室や職員室で複数回女子生徒のスカートの下に差し入れ、動画を隠し撮りしたものでした。

そのような行為を規制する迷惑防

止条例について、全都道府県のうち本県を含む16の県が、学校や会社などの事業所で盗撮を規制対象としていません。

本県における現在の迷惑防止条例の盗撮に関する条文では、「公共の場所、乗り物」での盗撮を規制している一方で、学校や事業所については、「不特定多数の人が出入りする場所」と定義す

る「公共の場所」に含まれていません。

例えば、他県の中学校男子臨時講師が、教室で女性教員2人のスカート内を盗撮するなどしたとして、教育委員会がその臨時講師を懲戒免職処分にしましたが、県警が教室は「公共の場所」に当たらないとして、条例違反容疑での立件を見送りざるを得ない事態に至っています。

本県でも学校や事業所についても、本条例の違反場所として規制しておいく必要があると思つております。

条例で規制対象の範囲が都道府県ごとに異なつていてことから、学校や事業所をはじめどのような場所を対象とするか早期に改正して、盗撮の被害抑止対策をとる必要があると考えます。警察本部長の所見をお伺いいたします。

(答弁者) 警察本部長

はじめに、「山形県迷惑行為防止条例」の制定・改正の状況について申し上げます。

近年激甚化している災害により、全国で大きな被害が頻発しております。本県でも山形県沖を震源とする地震や、豪雨災害の発生などにより大きな被害を受けております。このように、自然災害が多発していることを考え

災害から県民の暮らしを守る
「安全・安心」な県土づくりの
強化について

としましては、安全で安心した生活をおくるため、早期の防災・減災対策に向けた事業に着手しなくてはなりません。

この計画は、鉄道・バス・デマンド交通等の地域公共交通ネットワークを広域的に捉えて、それらを維持・確保していくとともに、利用者の利便性を向上させていくことを趣旨とするものであります。

ます。本条例は、昭和46年、愚連隊等による迷惑行為が社会問題となつていたことを契機に、公共の場所又は公共交通の乗り物における粗暴な行為や卑猥な言動を防止して県民生活の平穏を保持する目的で制定されたものであります。本条例の改正は2回行われ、平成3年には常習犯の罰則強化がなされ、平成24年には、駅等の「公共の場所」においてカメラ付き携帯電話等による盗撮事例が多発したことを受け、盗撮禁止規定等が追加されております。

次に、議員お尋ねの盗撮行為の規定について申し上げます。

この「公共の場所等」とは、同条例において、道路、公園、広場、駅等のほか、「公衆が出入りする」とができる場所」のことをいうと定義されておりますが、これは一般に「不特定かつ多数の者が自由に出入りする場所ではない「教室」や「事業所」のことをいうと解っております。

したがつて、不特定の者が自由に出入りする場所ではなれば当然ながら、「公共の場所等」には当たりません。

これは、公共の場所等には当たりないととなるものと解されます。

このことは、公共の場所等には当たりないとなるものと解されます。

こうした中、近年、技術の進歩により、高性能で小型のカメラやカメラ機能を搭載した機器が普及し、他県においては、学校や事業所などにおいても盗撮の発生がみられるようになつたところから、このような場所における行為も「公共の場所」で行われたものと同様に、規制の対象場所に教室や事業所を加えるなどの条例の改正がなされています。

さうに最近では、議員ご指摘のとおり、山形県においても、学校などの「公共の場所」に当たらない場所での盗撮行為の発生がみられるようになつたところであります。このため県警察では、

他県の改正状況等について研究を進めてまいりたいと考えております。

県警察としては、今回のご指摘を県民の声として重く受け止め、具体的な規制の在り方等についての検討を加速させてまいりたいと考えております。

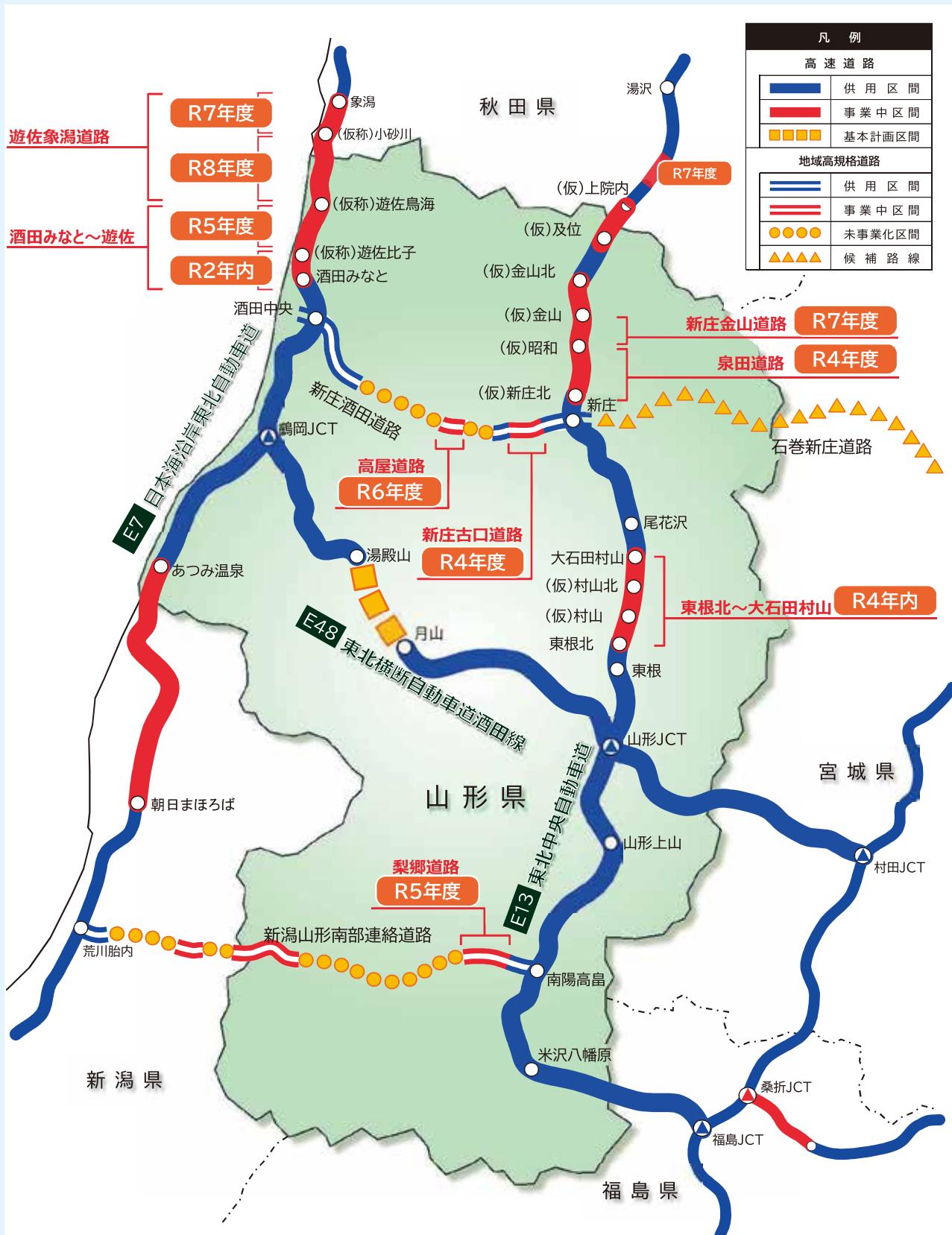
県内の高速道路並びに地域高規格道路の整備見通しについて

本年2月6日に、国土交通省東北地方整備局の道路事業の開通見通しについて発表がありまし
た。

このたびの国土交通省の発表では、県内では、高速道路の東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、並びに地域高規格道路の新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路の合わせて4路線、計8区間について開通見通しが示されております。

は、東北中央自動車道の「東根北IC～大石田村山IC」間が令和4年内、「泉田道路」が令和4年度、「新庄金山道路」が令和7年度にそれぞれ開通する見通しであることが公表されました。このことにより、東北中央自動車道は、令和4年には新庄市までが、令和7年度には金山町までが首都圏につながることとなります。

また、日本海沿岸東北自動車道は、「酒田みなとIC」（仮称）遊佐比子IC間の開通見通しが、これまでの令和2年度から令和2年内に見直されたほか、「(仮称)遊佐比子IC」（仮称）遊佐鳥海IC間が令和5



年度、「遊佐象潟道路」の
「(仮称)遊佐鳥海IC」秋

次に、地域高規格道路では、新庄酒田道路の「新庄古口道路」は、延長10・6kmのうち、これまで、4kmが開通しており、令和4年度に予定されている、ますがた新庄市大字升形～戸沢村大

新庄酒田道路は約6割が開通する」となります。また、新潟山形南部連絡道路の「梨郷道路」は、令和5年度に開通する目通しが示されております。こうした横軸の整備により、令和4年度には戸沢村と川西町が地域高規格道路を介して全国の高速道路

ネットワークにつながることになります。今後も、今回の公表区间が一日も早く開通するとともに、やまがた創生の基盤となる本県の高速道路・地域高規格道路ネットワークが早期に完成するよう、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

ります。

令和元年度は、興講会主算特
別委員会委員長の要職に就き、
無事職務を果たすことができま
した。このたびの所属変更により、
令和2年度は、総務常任委員会
委員長の要職に就任いたしまし
た。これまで同様、寒河江・西
村山の発展・活性化のため、誰
にも負けない行動力でしっかりと
働いてまいります。また、引き
続き皆さまからご指導いただき
ながら、県民皆様が安心・安全、
そして希望を持つて暮らせる社
会の構築にしっかりと努めてま
いります。

山形県議会のホームページより
過去の議会の録画を見ることが
できますのでご覧ください。

〒991-0053
寒河江市元町3丁目3-3
大和ビル2F
TEL 0237-84-7117
FAX 0237-84-7118

